

盛岡市監査委員告示第 27 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 28 年 9 月 6 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菊 池 秀 一
同	佐 藤 敬 三
同	八木橋 美 紀

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 28 年 5 月 31 日付け 28 盛監第 8 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 市立病院に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 28 年 5 月 31 日付け 28 盛監第 8 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（市立病院事務局医事課）

- (1) 交通事故に係る診療報酬請求に当たり、金額に誤りがある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 未納医療費の債権管理に当たり、督促状発付などの経過記録が不十分な事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (3) 業務委託契約に当たり、予定価格内の見積書を落札としていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (4) 物品購入契約に当たり、契約書に相手方の代表者印が押印されていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (5) 業務委託契約に当たり、契約の手續、方法、根拠法令等に誤りのある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (6) 指名競争入札に当たり、代理人の押印がない入札書を有効として取り扱っている事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

ア 指摘事項(1)について

診療費請求を行う際は、診療報酬明細書の内容と請求額に相違ないか十分に確認するよう、職場ミーティングにおいて課員全員に周知徹底した。また、過大請求となっていた診療費については、還付手続きを行った。

イ 指摘事項(2)について

督促状送付などの際、未収金管理台帳に送付者ごとに、送付日、対象債権、送付内容等を詳細に記録することとし、職場ミーティングにおいて課員全員に周知徹底した。

ウ 指摘事項(3)について

見積合せの際の予定価格と見積金額の確認及び決裁時の確認を十分行うよう、職場ミーティングにおいて課員全員に周知徹底した。

エ 指摘事項(4)について

物品購入契約締結時には契約書の内容について十分に確認するよう、職場ミーティングにおいて課員全員に周知徹底した。

オ 指摘事項(5)について

契約を行う際には、契約の手續、方法について、根拠法令等に則っているか十分確認するよう、職場ミーティングにおいて課員全員に周知徹底した。

カ 指摘事項(6)について

入札事務に際しては、必要な記載事項や押印があるか十分に確認したうえ応札すること、及び決裁時に十分な確認をすることを、職場ミーティングにおいて課員全員に周知徹底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項(1)について

原因は、担当者及び決裁権者、決裁経由者の確認不足によるものである。再発予防策として、請求事務担当者には請求額の確認を徹底するよう指導し、決裁権者及び決裁経由者には決裁時の確認を十分行うよう指導した。

イ 指摘事項(2)について

電子カルテシステム上では、未収金に関する基礎的な情報を簡潔に記録し、各担当者間での情報共有を行っているが、詳細な経過記録については情報が不十分であったことによる。再発予防策として、別途、作成している未収金管理台帳へ詳細な経過記録を記載することとした。

ウ 指摘事項(3)について

原因は、契約事務担当者、決裁権者及び決裁経由者の確認不足によるものである。再発予防策として、契約事務担当者には見積合せの際に金額の確認を徹底するよう指導し、決裁権者及び決裁経由者には決裁時の確認を十分行うよう指導した。

様式第 18 号 措置状況通知書（その 1）（第 8 関係）

エ 指摘事項(4)について

原因は、契約事務担当者、決裁権者及び決裁経由者の確認不足によるものである。再発予防策として、契約事務担当者には契約書の内容について十分に確認するよう指導し、決裁権者及び決裁経由者には決裁時の確認を十分行うよう指導した。

オ 指摘事項(5)について

原因は、契約事務担当者が契約事務について理解が不足していたことと、決裁権者及び決裁経由者の確認不足によるものである。再発予防策として、契約事務担当者には盛岡市病院事業財務規程に基づき、契約の手続、方法の再確認を行うよう指導し、決裁権者及び決裁経由者には決裁時の確認を十分行うよう指導をした。

カ 指摘事項(6)について

原因は、契約事務担当者、決裁権者及び決裁経由者の確認不足によるものである。再発予防策として、契約事務担当者には入札時の確認を徹底するよう指導し、決裁権者及び決裁経由者には決裁時の確認を十分行うよう指導した。

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 28 年 5 月 31 日付け 28 盛監第 8 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 市立病院事務局総務課 ）

指摘事項 1

業務委託の履行確認に当たり、検査調書の作成が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

指摘事項 2

未納医療費の不納欠損処分に当たり、債券の消滅についての確認が不十分なまま会計処理を行った事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

指摘事項 1

盛岡市財務規則第 136 条に基づき、検査調書の作成について適正な事務を行うとともに、他課との連携強化を図ることとし、職場ミーティングにおいて課員全員に周知徹底した。

指摘事項 2

今後は、医事課との連携を強化するとともに、債券の状況、時効の援用者を的確に把握したうえで、不納欠損処理を行うよう職場ミーティングにおいて課員全員に周知徹底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

指摘事項 1

盛岡市財務規則第 136 条ただし書きにより，検査調書を省略できるものと誤解したことによる。検査調書の作成を徹底するとともに，契約書の作成課との連携強化を図ることとした。

指摘事項 2

時効の援用をした者について，どのように確認するか定めていなかったことが原因である。今後は，医事課との連携を強化するとともに，弁護士からの報告書に基づき，債券の状況，民法 145 条による時効の援用を確認した書類を決裁書類に添付することとした。